

第3回教育委員会会議録

1日 時 平成27年3月24日(火) 開会：14時30分
閉会：16時55分

2場所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校給食課長

出席した者 中央図書館長代理(三浦館長補佐) 人権教育課長 新南陽総合出張所次長
熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長代理(金本課長補佐)

5書記 教育政策担当主幹

6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第8号 岐山小学校教室棟(No.10-1, 10-2外)耐震改修工事請負契約の策定について
3	議案第16号 平成27年度学校給食用物資売買契約の策定について
4	議案第17号 周南市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則制定について
5	議案第18号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第19号 周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
7	議案第20号 周南市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則制定について
8	議案第21号 周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について
9	議案第22号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
10	議案第23号 周南市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則制定について
11	議案第24号 周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について
12	議案第25号 周南市いじめ問題対策連絡協議会規則制定について
13	議案第26号 周南市いじめ問題調査委員会規則制定について

- 7委員会協議会 (1) 5月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課)
- (2) 3月議会報告について(教育部長)
- (3) 図書館ジョイント・コンサートについて(中央図書館)
- (4) 四熊小学校休校式について(学校教育課)
- (5) 学び・交流プラザ落成式について(生涯学習課)
- (6) 周南市立幼稚園長会・小中学校長会について(学校教育課)
- (7) 平成27年4月1日付け人事異動について(教育政策課・学校教育課)
- (8) 中須小学校の通学支援について(学校教育課)
- (9) 4/15(水)開催の「県市町教育委員会教育長・委員会議等」について(教育政策課)

委員長 ただ今から「平成27年第3回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと片山委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第8号「岐山小学校教室棟（No.10-1, 10-2外）耐震改修
工事請負契約の策定について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書1ページをお願いします。
報告第8号「岐山小学校教室棟（No.10-1, 10-2外）耐震改修工事請負契約の策
定について」ご説明いたします。
周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の規定により、1
件1千万円を超える契約の策定に関するものは、教育委員会の権限とされておりますが、教
育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2号の規定により報告いたしますのでございま
す。
この工事は、10月の教育委員会で計画の策定として決定いただいたものについて、契約
を行ったものでございます。
議案書の2ページをお願いいたします。
対象となる建物は、昭和45年及び昭和47年に増築した鉄筋コンクリート造3階建て
の建物で、耐震性能を示すI s値が0.54と低く、耐震改修が求められていた建物で、
主体工事に併せて、機械設備工事及び電気設備工事を行うものでございます。
契約内容につきましては、耐震改修として、鉄骨ブレース、耐震スリットの外、間仕切
り壁等の非構造部材の改修、屋根防水改修、外壁改修、付随する配管等の機械設備改修、
照明等の電気設備改修となっております。
契約の期間は、平成27年3月14日から平成27年9月30日までとしております。
契約については、条件付き一般競争入札により、3月4日に入札を行い、チューケン株
式会社が契約額8,832万2,400円で落札し、3月13日に契約いたしております。
なお、2ページに配置図、3ページに平面図、4ページに立面図を掲載しておりますの
で、ご参照いただきたいと思います。
以上、ご報告申し上げます。よろしく、ご承認いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第8号を承認いたします。
続いて、日程第3、議案第16号「平成27年度学校給食用物資売買契約の策定について」
を議題とします。
この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長 それでは、議案第16号「平成27年度学校給食用物資売買契約の策定について」ご説明
いたします。議案書は、5ページからになります。
提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2
条第4号の1件1千万円を超える契約の策定に関するものによるものでございます。
本議案において、新年度に学校給食用物資として売買契約を締結しようとするものは、「一
般物資」・「牛乳」・「米穀」・「パン」・「青果」・「大豆製品」の6つの契約でございます。
それでは、個別の契約内容についてご説明いたします。6ページをお願いします。

学校給食用物資の中で、平成27年度の1学期に学校給食で使用するマーガリン・ジャム、缶詰・レトルト、調味料、冷凍食品、デザート類など約350品目の一般物資について、使用品目ごとに見積もり合わせを行い、随意契約を行うものでございます。

市内7か所の給食センターで使用する給食物資は、指定日時に多品目を大量に安定供給を受ける必要があります。信頼と実績のある業者を学校給食センター物資納入業者として予め登録しており、本件に係る平成27年度の登録業者は全部で9社でございます。

そのうち、契約金額が1千万円を超える「公益財団法人 山口県学校給食会」、「株式会社ニシムラ山口流通センター」及び「株式会社協食」の3社について、今回お諮りするものでございます。契約期間につきましては、平成27年4月1日から平成27年7月17日まででございます。契約見込金額につきましては、前年度実績を参考に各業者ごとに本年度の金額を積算しております。

議案書の8ページから15ページに使用予定物資の一覧を掲載しておりますのでご参照ください。

次に、16ページをお願いいたします。

これは、平成27年度の学校給食で飲用する牛乳と、調理用の牛乳の売買契約を締結しようとするものでございます。

学校給食で使用する牛乳については、牛乳消費の安定的拡大を推進し、県内酪農の健全な発展を図るとともに、児童・生徒の体位、体力の向上に資するために、安全で品質の高い牛乳を年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを目的とする国、並びに県の事業実施要綱がございまして、18・19ページになります。この要綱に基づき決定された「山口県乳業協同組合」と随意契約を締結するもので、契約期間は平成27年4月8日から平成28年3月25日まででございます。

契約見込金額は、1億1,259万4千円でございます。

なお、17ページに仕様書を添付しておりますのでご参照ください。

続きまして、20ページをお願いいたします。

これは、平成27年度に学校給食で使用する米穀について、売買契約を締結しようとするものでございます。

米穀については、安全で良質な米を大量に確保し、また県の地場産品利用加速化事業により安い価格で供給を受けるため、「公益財団法人 山口県学校給食会」と随意契約を締結しようとするもので、契約期間は平成27年4月1日から平成28年3月25日まででございます。

米穀につきましては、山口県学校給食会が精米を行った後、各学校給食センターに納入し、センターで炊飯するものです。ただし、徳山西及び新南陽学校給食センターには炊飯設備がございませんので、県学校給食会が指定する炊飯業者において、炊飯と配送を委託することとなります。契約見込金額は、5,103万6千円でございます。

なお、21ページに仕様書を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、22ページをお願いいたします。

これは、平成27年度に使用する学校給食用のパンの売買契約を締結しようとするものでございます。

パンにつきましても、米穀と同様に、安全で良質なものを大量に確保し、また県の地場産品利用加速化事業により安い価格で供給を受けるため、「公益財団法人 山口県学校給食会」

と随意契約を締結しようとするもので、契約期間は平成27年4月8日から平成28年3月25日まででございます。

山口県学校給食会が、山口県パン工業協同組合を通じ、委託加工業者にパンの製造を委託し、市内の小中学校及び学校給食センターにパンを供給するものでございます。契約見込金額は、4,578万8千円でございます。

なお、23ページに仕様書を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、24ページをお願いいたします。

これは、平成27年度に学校給食の食材として使用する青果の売買契約を締結しようとするものでございます。

青果につきましては、良質なものを安定的にまた大量に供給を受けるために、「周南学校給食納入組合」と随意契約を締結しようとするもので、契約期間は平成27年4月8日から平成28年3月25日まででございます。同組合は、平成21年に安全で新鮮な食材の確保、地産地消の推進の観点から、周南市地方卸売市場の関係者が一体となって取り組むこととを目的として設立された団体でございます。契約見込金額につきましては、7,731万9千円でございます。

なお、25ページに仕様書を、26ページから28ページにかけて周南学校給食納入組合規約を添付しておりますのでご参照ください。

最後に、29ページをお願いいたします。

これは、平成27年度に学校給食で使用する物資のうち、豆腐や生揚げ、おからなどの大豆製品について、売買契約を締結しようとするものでございます。学校給食センターで使用する大豆製品は、指定日時に大量に安定供給を受ける必要があります。信頼と実績のある業者を、学校給食センター物資納入業者として予め登録しており、本件に係る平成27年度の登録業者は全部で3社ございますが、徳山地区と新南陽地区の学校給食センターに大豆製品を納入できる業者は太平食品株式会社のみであり、当該事業者と随意契約を締結しようとするものでございます。契約期間は、平成27年4月8日から平成28年3月25日までで、契約見込金額は、1,063万7,085円でございます。

なお、30ページに仕様書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 かなりあるんですが、一つずつ区切ってよろしいでしょうか。まずは、一般物資のところからいきたいと思いますが、ご質問いかがでしょうか。

月谷委員 契約期間のことで、学期単位のものとは年単位のものとは違う理由を教えてくださいませんか。

学校給食課長 今、学期単位でやっておりますのは一般物資でございます。これは、なぜ、学期単位にやっているかといいますと、価格の変動がございますので、これは年単位でなくて学期単位ですることにしております。他につきましては、価格の変動がほとんどありませんので、年単位でしております。ただし、青果につきましては、月毎に卸売市場関係者と価格の協議をさせていただいております。

委員長 よろしいでしょうか。

一般物資関係のところは、よろしいでしょうか。

では、牛乳のところは、いかがでしょうか。

牛乳の仕様書の1,000ccというのは、個人じゃないですね。

学校給食課長 調理で使うものです。

月谷委員 以前もお聞きしたかもしれませんが、個別の200ccの紙製品の物とビン製品のものがありますが、低学年はビンだと重いからとよく聞きます。紙製品に変えるとか、ビンである理由はあるのでしょうか。

学校給食課長 合併前からの流れできておりまして、一度、学校にビン牛乳がいいか、紙パック牛乳がいいかアンケート調査をしたことがございます。その結果として、半々でございまして、一長一短ございますので、当面は現状でやっていきたいと思いますということで現在に至っております。

委員長 因みにビンは新南陽地区のみですか。

学校給食課長 紙パックが徳山地区で、他はビン牛乳です。

委員長 新南陽地区は、ランチルームを備えているので、運ぶというところに無理がない所に理由があるのかもしれませんが。階段を低学年の子が抱えるのは重たいし、もしもの時は割れる可能性も十分あるんですけどね。今は、学校の意見を取り入れてということですね。

委員長 牛乳関係よろしいでしょうか。

次は、米穀関係よろしいでしょうか。

次に、パンにいきたいと思います。

月谷委員 「品名・規格」の2類のところに「砂糖増量」とありますが、意味合いを教えてください。

学校給食課長 今すぐ分かりませんので、調べます。

教育政策課長 正確な記憶ではありませんが、色んな混ぜ物をしたときのパンで、ココアとか混ぜ物をしたときに若干甘めのパンを作ることがあります。そうした時に通常のパンよりも砂糖を多く使用することからそういう形になっています。

委員長 よろしいでしょうか。

続いて青果は、よろしいでしょうか。

委員長 大豆製品は、よろしいでしょうか。

月谷委員 納入場所が5箇所、5センターとなっていますが、残りのセンターは、どうなっているのでしょうか。

学校給食課長 熊毛センターにつきましては、(有)山本食品から卸しています。契約金額は、1千万円を超えません。それから、鹿野センターにつきましては、大潮田舎の店から納入してもらっております。こちら、契約金額は1千万円を超えないので、今回の議案に上っておりません。

委員長 一通り終わりましたが、全体的に何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号を決定いたします。

続いて、日程第4、議案第17号「周南市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書31ページについて、ご説明いたします。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号の規定により、教育委員会規則の制定又は改廃に関することは、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書33ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、参照する条項がずれましたことから変更するものでございます。

第2条は、教育委員会の規則を公布する際の掲示板に関するものですが、現行規則にあります大字大汐字桶山外の4か所の掲示板については、旧鹿野町の掲示板とあったものですが、実際には使われておらず、合併の際、整理されていたものが、この規則にそのまま残ってありましたことから、この規則改正に併せて訂正するものでございます。

第3条は、平成27年度からの教育委員会制度改正に併せ、委員長を教育長に改めるものでございます。

議案書32ページの附則にありますように、この規則改正については、平成27年4月1日から施行するものとしておりますが、第3条の教育長に関する規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経過措置に伴い、新教育長の就任までは、適用しないものとしたしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第17号を決定いたします。

続いて、日程第5、議案第18号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書34ページ、議案第18号についてご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。

議案書38ページの新旧対照表で、ご説明いたします。

第1条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、参照する条項がずれましたことから変更するものでございます。

第10条は、従来、教育長に事故ある時、または教育長が欠けた場合はあらかじめ教育委員会の指名する事務局の職員がその職務を行うとされておりましたことから、指名するものとして教育部長を、教育部長に事故ある場合は教育部次長がその職務を代理すると定めておりましたが、法改正により、教育長に事故あるとき、または教育長が欠けた場合には、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うとされておりますことから、教育部長及び教育部次長の職務から、教育長の職務の代理に関する規定を除くものでございます。

第12条及び第17条については、字句の表記の訂正でございます。

別表第1及び別表第2につきましては、この4月1日の組織改編等による修正で、別表第1の生涯学習課の公民館等の事務を担当しておりました中央公民館を削除し、新たに、公民館担当加えるものでございます。

別表第2では、教育政策課の事務の内、幼稚園に関する事務を福祉部において補助執行させることから、幼稚園に関する事項を削除するものでございます。また、41ページにございますが、教育委員会の制度改正に伴う(14)の大綱の制定に関すること、(15)の総合教育会議に関する事務について、教育委員会で補助執行いたしますことから、追加するものでございます。

生涯学習課におきましては、別表第1でご説明いたしましたように、中央公民館を除き公民館担当を設けることの外、(5)の青少年健全育成に関することや(6)の青少年育成センターに関することが市長部局から移され、次ページの教育委員会が補助執行しておりました現行の(5)の児童クラブに関する事務を市長部局に戻しております。

次ページの新南陽図書館におきましては、移動図書館の車両の廃止に伴い業務を削除し、

中央図書館の移動図書館の業務に取り組むこととしております。

議案書37ページにお戻りください。

この規則改正につきましても、附則にありますように平成27年4月1日から施行するものとしておりますが、第10条の教育長に関する職務の代理に関する規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経過措置に伴い、新教育長の就任までは、適用しないものとしたしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号を決定いたします。

続いて、日程第6、議案第19号「周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書44ページ、議案第19号について、ご説明いたします。

提案理由は、前号と同じでございます。

議案書47ページの新旧対照表でご説明いたします。

この規則改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもので、法改正による条文のずれ、委員長と教育長の一本化に伴う改正、字句の表記の訂正などとなっております。

議案書54ページの第28条の秘密会の会議録については、従来も秘密会の条文はありましたが、秘密会の会議録については規定する条文が無かったため、追加したものでございます。

また、第31条の会議録の公表に関しても、法改正の中で会議録を公表するよう努めなければならぬと追加されたことにより、公表の方法について明示したものでございます。

議案書46ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則改正につきましても、附則にありますように平成27年4月1日から施行するものとしておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経過措置に伴い、新教育長の就任までは、適用しないものとしたしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号を決定いたします。

続いて、日程第7、議案第20号「周南市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書55ページ、議案第20号について、ご説明いたします。

提案理由は、前号と同じでございます。

議案書57ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

この規則改正につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもので、委員長と教育長の一本化に伴う改正、字句の表記の訂正などとなっております。

また、この規則改正につきましても、附則にありますように平成27年4月1日から施行するものとしておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経過措置に伴い、新教育長の就任までは、適用しないものとしたしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号を決定いたします。

続いて、日程第8、議案第21号「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書59ページ、議案第21号について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。

議案書62ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条文のずれに対するものでございます。

第2条の教育委員会の権限に関する事項では、現行の第4号の契約の策定に関することは、本来市長の権限に属する部分であり、他市の規則においても、見られないことから削除し、以下の各号を繰り上げております。

現行、第5号の工事の計画の策定につきましては、従来1千万円を超えるものを対象としておりましたが、この条項の制定当時に比べて工事価格の増額などで、対象件数が多くなったこと、また、市長部局におきましても、市長決裁については5千万円を超えるものとなっておりますことから、これに併せ、1件5千万円を超える工事の計画を策定することに改めるものでございます。

また、他市の規則にほぼ含まれております条項が漏れていたことから、第20号として、請願、訴訟及び異議申し立てに関すること、第21号として、教育委員会表彰に関することを追加するものでございます。

第3条第2項でございますが、教育長が代決した際の教育委員会への報告についてですが、現行では報告するだけになっておりますが、現在でもしていただいておりますように、報告し承認を得なければならないに改めております。

第4条につきましては、追加した項目でございますが、今回の法改正で追加された事項として、教育長は教育委員会から委任された事務又は臨時に代行した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないとされております。この条文に基づいて、教育長が報告しなければならない事務とそれをいつの教育委員会で報告すべきかを定めております。

第1号は、大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずると定めた施策の推進に関することは、定例会の会議において、第2号の児童生徒の生命身体に被害が生じた、または被害生じると見込まれる場合等の緊急的に対応する事務については、事務を開始した後の最初の会議から、事務処理を終了した後の最初の会議において、第3号は、会議で特に報告を求められた事務については、指定された会議又は次の会議において、第4号は、その他教育長に委任された事務で重要と認められる事務については、事務の処理を終了した後の最初の会議において、第5号は、法の規定に基づいて臨時に教育長に代理させた事務については、当該事務が終了した後の最初の会議において報告することとしております。

なお、この規則改正につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経過措置に該当しないことから、すべてについて、平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

月谷委員 1件1千万円を超える工事の計画を策定するが5千万円に変わるということで、例えば、過去の例で1千万円を超えるものと、5千万円を超える件数の比較ができる資料がございますでしょうか。

教育政策課長 申し訳ございません。それについての資料を持っておりません。

月谷委員 市の金額に合わせるとご説明にありましたが、市の規模の工事と教育委員会の規模の工事というのは、同じような数字で決めていいのかどうか、少し私は疑問に感じています。5千万円という数字が妥当なのかどうか、その比較がなければはっきりとお答えのしようがないと感じました。

教育政策課長 工事の規模につきましては、市長部局におきましても教育委員会におきましても工事の内容は千差万別です。最近の件数につきましては把握できておりませんが、ちょっとした防水工事ですとか、修繕のちょっと大きいものにつきましては、すべて1千万円を超えるというものが多々見られております。そういう中で、このように改めさせていただきましたが、市長部局と教育委員会ということでの工事の大小といたしますか、規模の大小は特にないと考えております。

月谷委員 今までの1千万円でも、そんなに繁雑で大変だなあとそれほど感じていなかったのに、5千万円となれば、更に件数は少なくなると思えますけれど、その妥当性がちょっと「はい」という感じでは聞けなかったということです。大きく反対するものではないのですが、変えることによって、どの程度の議案が変わるかといったところが知りたかったということです。

教育政策課長 他市の規則等につきましても色々ございまして、このような項目がないものもあります。元々、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にある教育委員会の職務権限を書いたものもあれば、周南市の場合は細かく書いてあります。その中で、たぶん制定当時1千万円という区切りの中で出してきたのではないかと考えていますが、教育委員会の中で正式に判断いただく分については我々としては5千万円でも十分なのかなと判断したところでございます。

月谷委員 何度も申しますが、反対しているのではなく、今までとどう変わるのかを比較できないと瞬時には判断できなかったということです。

教育政策課長 数字について分かりましたので、ご報告させていただきます。平成26年度において、教育委員会にお諮りした1千万円を超える工事の計画の策定に関する件数は34件で、そのうち7件が5千万円以下の工事計画です。その内容は、解体・プール改修・防水・敷地整備工事、主要な工事につきましては、5千万円を超えております。

教育部長 この改正の中では、今回1千万円を超える契約の策定に関することというのを除いております。場合によっては、今まで、1千万円を超える工事の計画ということで1回教育委員会にお諮りして、それをさらに契約の段階でということで、二度審議していただいております。今回見直しをする中で、他団体の規定はどうなっているのかなというところで見直しをしたところですが、たぶん以前は、どこの団体でも国が示した準則というのがございまして、そういうものに従って作っていたんだと思います。ただ、今、そういう形とは変わってきているということもございます。それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も教育委員会制度がだいぶ変わってくるということで、第4条の関係の規定もありますが、本当に大切なことを教育委員会の中できちんと議論していただくということが一番大切なことです。ただ、金額的なものの部分で、やっぱり上がってこない重要なものというものがあるんだということになれば、

それについては、今ある規定の中でも特に必要があるものについては議案として上げていくということもできますので、そのあたりは少し状況を見ながらやっていきたいと思っております。

今のご意見をしっかり踏まえながら、今まで2回お諮りするということもありましたけれども、今皆様方に周南市の中でどういう取組がされているかというのをしっかり把握していただくという意味合いも非常にあったという風に思っておりますので、そういう部分が補える方法も考えてみたいと思っております。

委員長 他市の資料もあれば提示していただきたい。よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号を決定いたします。

続いて、日程第9、議案第22号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書65ページ、議案第22号について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

この規則改正は、法の改正、組織の改編、幼稚園の廃園等に伴う公印の廃止、及び追加でございます。

新旧対照表の69ページをお願いします。

69ページの所については、法の改正に伴い、左側の黒く太枠で囲ってある部分の委員長印の削除をするものでございます。次の70ページ、71ページは、これも左側の黒く太枠で囲ってある部分を削除するものですが、廃園する幼稚園及び廃校となった大道理小学校についての公印の廃止でございます。それから、72ページの中央公民館の館長印につきましても組織がなくなることから廃止するものでございます。

追加する方ですが、ここで、申し訳ありませんが、お配りしておりますように議案の訂正がございます。70ページの左の改正案で、追加として、学び交流プラザの館長印としておりますが、正しくは所長印でございます。訂正させていただきます。

これは、学び・交流プラザができたということで公印を追加するものでございます。

また、この規則改正につきましても、附則にありますように、平成27年4月1日から施行するものとしておりますが、委員長印の削除につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経過措置に伴い、新教育長の就任までは、適用しないものとしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第22号を決定いたします。

続いて、日程第10、議案第23号「周南市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第23号「周南市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

議案書につきましては、73ページから75ページでございます。

今回の改正理由でございますが、周南市学び・交流プラザの施行に伴う周南市公民館条例の改正により、周南市中央公民館が周南市教育委員会生涯学習担当課に改められたことから、

中央公民館に関する事項を変更するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表 75 ページをご覧くださいと思います。以上で
ございます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 23 号を決定いたします。

続いて、日程第 11、議案第 24 号「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則
の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第 24 号「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 12 号に
基づくものでございます。

平成 27 年 4 月 1 日より学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を山口県が改正するこ
とに伴い所要の改正を行うものです。

内容は、小学校 1 年～3 年生の子を養育するため、勤務しないことが相当と認める時に取
得できる子育て支援部分休暇を導入するものです。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げま
す。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 24 号を決定いたします。

続いて、日程第 12、議案第 25 号「周南市いじめ問題対策連絡協議会規則制定について」
を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第 25 号「周南市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について」ご説明いたします。

ここで、本議案について、別紙正誤表（その 2）のとおり訂正をお願いします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に基づき設置する附属機関として
「周南市いじめ問題対策連絡協議会」を設置するために所要の事項を規定するためのもの
でございます。

いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応を取ることを目的とし
て、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめの防
止等に係る事業を行うこととなります。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げま
す。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

月谷委員 条例の 80 ページ、第 2 条(1)(2)(3)とあります。私、素人が読んで、一番上から重要なよう
に列記してあると感じて読むのですが、「いじめに関わる」というのが 3 番目にきている、「連
携を取る」というのが一番目にきている、読んだ感じの違和感というだけなのですが、「いじ
め」を一番最初に持ってきてというものではないのでしょうか。

学校教育課長 この協議会が、「いじめ問題の根絶を期し」という所では、すべて共通項でして、(1)(2)(3)は
並列の関係という意味合いで作成しております。

委員長 よろしいでしょうか。並列の関係ということですね。

何か質問がございますか。

松田委員 「周南市教育支援センター」は、正式名でしょうか。分からなかったの、検索してみたから「周南市教育支援センター」では出てこなかったの、教えてください。

学校教育課長 適用指導教室のことですけれども、正式名は、適用指導教室のことを「周南市教育支援センター」と読んでおります。それが、それぞれ「くすのきラウンジ」、「あすなる熊毛」というふう呼ばれ、認知度はそちらの方が高いということでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

松田委員 警察関係者については、周南警察署だけでなく、光警察署からの人選もご検討いただけたらと思います。

学校教育課長 ありがとうございます。検討いたします。

委員長 (10)の特に必要と認めた者は、どういう人が入るのでしょうか。

学校教育課長 ここに挙げておりますそれぞれの道の専門家の方を入れていくわけですが、更に別の専門的なことが必要という場合にこちらが人を探していくということでございます。(9)までで固定してしまいますと広がりが見られない場合がございますので、そういった意味で特に必要と認めた者という項を入れておる次第です。

委員長 公募は、されませんね。

学校教育課長 そういう予定は、ございません。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号を決定いたします。

続いて、日程第13、議案第26号「周南市いじめ問題調査委員会規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第26号「周南市いじめ問題調査委員会規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に基づき設置する附属機関として「周南市いじめ問題調査委員会」を設置するために所要の事項を規定するためのものがございます。

「周南市いじめ問題調査委員会」は、「基本方針」に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行い、重大事態が発生したとき、その事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものがございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

松田委員 周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に周南市いじめ調査検証委員会というのがあるのですが、これについてはまだ規則ができていないのでしょうか。

学校教育課長 それに関しましては、市長部局の方で行う会になります。平成25年9月に国の方で、いじめ防止に関して法が制定されました。その中で、これまでは教育機関で対応していたものを、ご存知のとおり大津市のいじめ自殺の案件がございまして、こういう問題については、市町全体で対応していくということが組み込まれております。そういった関係で、その部

分につきましては、市長部局で行うとなっております。

委員長 よろしいでしょうか。何か質問がございますか。

月谷委員 この委員の構成は、どうなっていますか。

学校教育課長 基本、特別に招集する委員会になります。ですから、予め委員を決めておくというものはなく、その事案に対応して人材バンクより委員を選んでいくというような形になってまいります。

月谷委員 その時、その時ということですね。

学校教育課長 逆に関係者が入らないような組織づくり。重大事案が何を指すかということ、命を落とす、あるいは財産を失う、あるいははじめが原因で不登校になるというあってはならない事案への対応でございますので、さらに専門的な者を招集して委員会を開くということになってまいります。

月谷委員 そうした委員の条項または文言は必要ございませんか。言われたように関係者が入らない方が、客観的に見ていただけるのだと思います。

学校教育課長 委員は、それぞれの職能団体から構成されるもので、それが国や県の方針に則ってというようになります。

委員長 よろしいでしょうか。

月谷委員 委員会という名がつくからには、委員の規定が必要なのかなと感じたものですから。

教育部長 先に委員を任命しておってという形が通常の委員会だと思いますが、発生した事案に応じて必要な専門家を任命することができるような体制を整えておくという取組でございます。例えば、弁護士さんに入っただけ、あるいはケースワーカーに入っただけとか、臨床心理士さんに入ってもらおうというような形で進めていくわけですが、県の方でそういった職能団体との関係ができておりますので、この地域の相応しい方を委員として任命する形で進めてまいります。ですから、常設的な委員会ではあるんですけども、事案に応じて必要な方に入っただけの仕組みになっています。そういった取組をしたうえで、調査の結果を市長にも、教育委員会にも報告しますし、今度の総合教育会議の中でも、そういった場が設けられるという形になります。そういう場で協議をしながらということなんですけれども、そのことについて、市長は市長の立場で教育委員会の取組が適正であるかどうか評価し、そのための委員会を市長が持つことができる仕組みになっているということで、規則については市の規則で定められるということになっております。

月谷委員 読んだ文言の中で、任期が1年であることや委員が欠けた場合は補欠の委員を選ぶというような文言があったものですから、ある程度の数字がかっちりして決められた方がいらっやあって、この方が解任されたのでそれを補充するという文言に見えたものですから、その委員そのものはどうなのかなとお尋ねしました。

教育部長 私もよく分かりませんが、いろんな事案があると思いますので、選ばれた方が難しいと言われる場合もあるかも知れません。

委員長 第三者的な委員会ですね。

教育部長 そうです。教育委員会の附属機関です。

委員長 県にも、他市にも同様なものができているのでしょうか。

教育部長 県にも同じような組織がございます。

月谷委員 「若干名」とか「1年」という数字が出てこない方がむしろ良かったのかなと思ったものですから。委員が欠けた場合は、定数を補充しなければならないような文言に読み取れてし

まったものですから。

委員長 このような意見があったということで、よろしいでしょうか。

教育部長 これは規則でございますから、教育委員会の中で改正していく必要があるということになれば、望ましい方向に変えていくというのでよろしいのではないのでしょうか。

委員長 先程の件、あるいは他市もほぼ同じということであればよろしいですか。

教育部長 全国的な取組です。法律に基づいて、その中から条例で定めて、その条例に基づいて規則を定めるという取組です。その全体像というのは、11月でしたか教育委員会に周南市いじめ防止基本方針をかけさせていただきました。これが、この取組のおおもとの考え方を示したものです。

学校教育課長 実は、先程の議案第25号のところで説明しました周南市いじめ問題対策連絡協議会規則の中で、82ページにある周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例で、「周南市いじめ問題対策連絡協議会」、「周南市いじめ問題調査委員会」、「周南市いじめ調査検証委員会」の3本ありまして、その中の第2条第2項で「調査委員会は、委員5人以内で組織する。」と触れております。「委員5人以内」については、第3項で「学識経験を有する者から教育委員会が任命する。」とあり、事案によって委員が変わってくるということで、すごくあいまいな表記にしております。

教育部長 この前、基本方針は教育委員会にお諮りしたわけですがけれども、周南市が定めるものもありますので市長とも協議しながらという部分でございます。その中でも、方針自体も一度定めたらずっとこのままいくというのではなく、実際にその方針の下で問題に取り組んで行く中で変更したり、改める必要があれば、その都度、市長部局とも協議する中で付け加えて最終的には定めていきたいと考えています。ですから、実際に運用しながら、こうした方がいいんじゃないかという部分は柔軟に見直しをしていく必要があります。

月谷委員 個々の事例問題で、例えば年度末に問題が起きた場合、次年度に渡って継続して調査しなければならない。色々なケースが出てくると思いますので、「1年」とか「欠けた場合は」という文言が出てこない方が、むしろ構成しやすかったり、調査委員会というものを作りやすかったりするのかなと感じておまして、項がある以上は、ちゃんとした委員が決まっています、委員の構成がこうあってという風に読み取れたものですから。

教育部長 確かに、今までの委員の任命とは感じが違うかもわかりません。いつも委員さんが決まっておられて、その方ということばかりではないのかなという風に思います。

委員長 よろしいでしょうか。先程の82ページについて、十分に見てなかった面もあるかと思えます。委員について、列記してあるということがここではっきりとわかるということですね。

教育部長 逆に、第1条の「いじめ問題対策連絡協議会」というのは、いつも委員さんが決まっておって日常的に情報交換しながら、あるいは、実際にそういう事案が起きた時にそのことについてお互い情報共有しながら取組を広げていくような役割を持った会議ということになります。

委員長 このページを見て、それぞれの委員会の役割が分かるということが確認できました。

それでは、議案第26号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、平成27年第3回教育委員会を終了いたします。

署名委員

月谷 慈寛 委員 _____

片山 研治 委員 _____